

～まち・ひと・しごと創生関連の取組の経緯～

1 『まち・ひと・しごと創生本部』

(H26. 9. 3 設置閣議決定 → H26. 11. 25 廃止閣議決定 → H26. 12. 2～まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、同法に基づく法定本部となる)

人口急減、超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指して、まち・ひと・しごと創生本部が設置された。

◎ 3つの視点

- 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- 東京一極集中の歯止め
- 地域の特性に即した地域課題の解決

2 『まち・ひと・しごと創生法』

(公布・施行：H26. 11. 28、創生本部・総合戦略に関する規定の施行日：H26. 12. 2)

< 目 的 >

- ◎急速な少子高齢化に的確に対応し、人口減少に歯止め
- ◎東京圏への人口の過度の集中を是正
- ◎各地域で住みよい環境を確保し、活力ある日本社会を維持

< 実現のためには > (まち・ひと・しごと創生)

- ◎国民一人一人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成
- ◎地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

⇒この法律に基づき、総合戦略を策定し、施策を総合的かつ計画的に実施

3 『まち・ひと・しごと創生長期ビジョン』及び『まち・ひと・しごと創生総合戦略』

(H26. 12. 27 閣議決定)

< 国では >

『長期ビジョン』を策定

- ◎2060 年に 1 億人程度の人口を確保、2050 年代に実質 GDP 成長率 1.5～2%程度を維持

『総合戦略』を策定

- ◎2015～2019 年度の 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策を提示

< 地方では > (同法第 10 条で“地方版”総合戦略策定を規定)

- ◎地域の実情に応じた「人口ビジョン」及び「総合戦略」(2015～2019)を策定
- ◎政策目標や施策等を定め、推進し、重要業績評価指標〔KPI〕により効果を検証

4 『地域住民生活等緊急支援のための交付金』（地方創生関連補正予算：H27. 2. 3 可決・成立）

※「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（H26. 12. 27 閣議決定）の取り組みの一環

<目 的>

◎経済の脆弱な部分にスピード感をもって対応することで経済の好循環を確かなものとする
とともに、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせること

- ①「地域消費喚起・生活支援型」（生活者への支援や生活環境の整備が目的）
- ②「地方創生先行型」（まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先駆け）

5 『地方創生加速化交付金』（平成 27 年度補正予算：H28. 1. 20 可決・成立）

<目 的>

◎一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、“希望を生み出す強い経済”“子育て支援”“安心につながる社会保障”の“新・三本の矢”の取組に貢献するために創設

【予算額：1,000 億円、補助率 10/10】

○事業分野

- ①しごと創生 ②地方への人の流れ ③働き方改革 ④まちづくり

○先駆性

- ①自立性 ②官民協働 ③地域間連携 ④政策間連携 ⑤事業推進主体の形成
- ⑥地方創生人材の確保・育成 ⑦国の総合戦略における政策 5 原則等

6 『地方創生推進交付金（新型交付金）』（平成 28 年度予算：H28. 3. 29 可決・成立）

<目 的>

◎平成 28 年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のために創設

【概算決定額：1,000 億円、補助率 1/2、地域再生計画の作成・申請・認定が必要】

○事業概要

- ①自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援
- ②K P I の設定と P D C A サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保

○支援対象事業【タイプにより 3～5 か年度以内】

- ・先駆タイプ・・・官民協働、地域間連携、政策間連携等の先駆的要素が含まれている事業
- ・横展開タイプ・・・先駆的・優良事例の横展開を図る事業
- ・隘路打開タイプ・・・既存事業の隘路を発見し、打開する事業